

各 部 長
学術情報センター長 殿
各 学 群 長

防衛大学校長

進級会議後、卒業式典又は学年末までに「当該学年時の服務が良好でない場合」に該当する者として認定された学生の取扱いについて
(通達)

標記について、下記のとおり定めたので通達する。

記

次の手続きにより、修業期間を延長させるものとする。

- 1 改めて進級会議は開催しない。
- 2 防衛大学校本科学習規程（平成元年防衛大学校達第3号）第14条第1項第4号に規定する「当該学年時の服務が良好でない場合」に該当する者として訓練補導会議において認定された学生は、卒業基準又は進級基準を満たさない者として、学校長決裁をもって、決定する。
- 3 教務部長は、決定内容について、各進級会議構成員に通知する。

配付区分：総務課長、訓練課長、学生課長、各教育室長、各学科長、安全保障・危機管理教育センター長、各首席指導教官

保存期間：5年

分類番号：H-H3-H30